

=====
所得変動に伴う住民税の還付申告のお知らせ
=====

県税務課より所得税から住民税への税源移譲による税負担の調整措置についてのお知らせです。

税源移譲により、多くの方は住民税が増加し、所得税が減少することとなりましたが、退職などにより平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方等を対象に、既に納付済の平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税額相当分を還付する制度が設けられています。

この所得変動に伴う住民税の還付を受けるためには申告が必要となります。平成20年7月1日から31日までに、平成19年1月1日現在居住していた市町村に減額申告書を提出してください。

なお、転居された方は申告先をお間違えにならないようご注意ください。

詳しくはお住まいの市町村税務担当課までお問い合わせください。

県税に関する情報は、ホームページにも掲載しています。

「県税・市町村税インフォメーション」<http://www.pref.aomori.lg.jp/zeimu/>